

事務局

東京都中央区日本橋本町4-9-11(株式会社JOMOエンタープライズ内)

Tel.03-5847-7638 Fax.03-3249-3626 E-mail.jssg-office@jssg.jp URL.http://www.jssg.jp

環境省。3ヵ年計画で「優良土壤環境事業」の普及を促進。

環境省では、本年度から優良土壤環境事業普及促進費を予算化し、優良な土壤環境事業者の認証などを骨子とする「優良土壤環境事業」の普及促進に乗り出しました。

事業の概要

事業の目的を環境省では、「工場跡地など土壤汚染状況の調査や対策を行う事例が急増しており、土地の所有者等が行う自主的調査・対策（法に強制されない土壤汚染調査・対策）や、不動産鑑定の場面などで、優良な業者選定の目安を求めるニーズが大きくなっているため」としています。

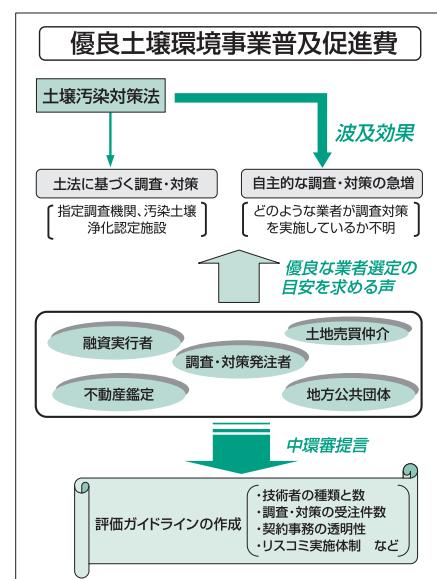
そのため、土壤汚染の状況を調査する事業者、現場で浄化事業を行う事業者、掘削除去した汚染土壤を処理する事業者などについて、客観的な評価の目安を3年間で取りまとめることとしています。

事業計画

事業計画としては、次の4点をあげています。

- ①土壤汚染調査・対策事業者が、受注時に行う発注者への業務優良性アピールの実態や、発注者が知りたい受注者情報を調査し整理。
- ②地方自治体、土地を担保とした融資実行者、土地の鑑定評価者、土地の売買仲介者が、調査または対策実行者の信頼性、優良性などについて知りたい情報を調査し整理。
- ③調査結果を基に、優良な土壤環境事業者（土壤汚染調査または対策“現地浄化、搬出、汚染土壤の浄化”事業者）の評価基準、評価方法、表示方法、評価結果の活用法等を検討し、評価ガイドラインを作成。
- ④優良土壤環境事業者の認証事業の実施は、ISOの認証等と同様、国が関与せず民間事業に委ねることを想定。

これらの作業スケジュールは、平成18年度および19年度は、実態調査、関係者の意向調査等の情報収集期間とし、20年度に評価基準、評価方法、表示方法、活用方法等を検討し、優良土壤環境事業者の評価ガイドラインをとりまとめる予定となっています。



JSSGは、土壤環境保全に関する専門会社7社で構成。

JSSGは、土壤環境保全に対する社会的責任の増大に対応し、危険物設備のメンテナンスや土壤環境保全に実績を持つ専門会社がアライアンスを組み、土壤環境保全に関する諸問題を解決します。



石油製品の精製・販売。高度な油処理技術と分析技術を保有。

ジャパンエナジー

SS等石油販売施設の建設および総合メンテナンス業務。

JOMOエンタープライズ

地下タンク清掃に豊富な実績。石油類タンク清掃の全てに対応。

JOMOガーディアン

土壤修復に取り組むエンジニアリング企業。

日陽エンジニアリング



SF二重殻タンクのトップメーカーによる設備改修工事。

玉田工業



土壤調査および土壤関連コンサルティング。
明治コンサルタント



15,000槽の検査実績。全危協評第1号の気密検査。
エンバイロ・テック・インターナショナル

二重殻タンクの普及進む。

ヨーロッパ地下タンク事情。

石連では、環境保全に役立つバイオ燃料のひとつとして注目されているETBE(エチル・ターシャル・ブチル・エーテル)の海外における実態を調査するため、視察団を派遣し

JSSG会員からもジャパンエナジーが、その一団に加わりました。今回は、その視察のなかからヨーロッパの地下タンク事情についてご紹介します。

二重殻タンク化を推進

フランスでは、1998年に地下タンクに関する規定が設けられ、二重殻タンクと漏れ検知装置の設置が義務づけられました。これによって、古いタンクは2010年までに入れ替えねばなりませんが、タンク内面のライニングを行えば2020年まで使用することができます。一重殻タンクについては原則禁止されていますが、ピット室に設置すれば使用は可能です。

また、それに先立ちドイツでは、1980年に新設する地下タンクは二重殻タンクとすることと決められ、それ以前の

タンクも1998年までに入れ替えるという厳しい措置がとされました。

また、ドイツでは、二重殻タンクの材質は、現在全てSS二重殻(外殻・内殻ともスチール)タンクにすることと指定されています。合成樹脂製の二重殻タンクは、「炭化水素が透過するおそれがある」として指定から外されており、将来的にも認可される可能性は少ないとのことです。そのためわが国では、各種タンクに用いられている材質にETBEが与える影響を検証することとしています。

法定点検は5年に1回

EU(ヨーロッパ連合)では、地下タンクの法定点検は5年に1回と定められていますが、二重殻タンクは本体の点検は不要で、漏えい検知装置のみを5年に1回点検することとしています。

一重殻タンクについてスペインでは、5年に1回、タンク内に人が入り直接法による検査を行うとしています。

そのほか、フランスでは、電気設備は年1回、計量機の

ホースは6年に1回交換、さらに万一の漏えい事故に備え、油吸着マットを常備することなどが定められています。

さて、ヨーロッパを旅した方なら目にしたことがあると思われる路上のガソリンスタンドなど、GS設備の幾つかを写真で紹介しましょう。



◆路上のセルフ式ガソリンスタンド(スペイン)



◆ドイツのガソリンスタンド

◆集中式注油口BOX

守り神。

ガーディアンとは、守り神。JOMOガーディアンは、地下タンク清掃やクリンリネス業務を通じ、設備の健全性と美しい店舗環境を守ります。

- 事業内容**
- 石油類タンクの清掃
 - SSなど店舗のクリンリネス
 - 汚泥・廃油等の産業廃棄物処理
 - 虫除けランプ等の販売

Japan Soil Solution Group

株式会社 JOMOガーディアン

〒240-0022 横浜市保土ヶ谷区西久保町115-1
TEL.045-716-2146 FAX.045-716-2157
URL <http://www.jomog.co.jp>



◆循環式清掃作業車



◆スラッジタンクからスラッジを回収する作業

土壌汚染の犯人は、温泉だった？

関東地方では、例年より10日も遅れた梅雨も明け、まさに夏の盛り。夏休みには温泉でリフレッシュとお考えの方

もいらっしゃるでしょう。今号は、その温泉が土壌汚染に大いに関係があるというお話を。

基準の40倍ものヒ素を検出。

先日、ある事業所からJSSG宛に「業務用に井戸を掘り、水質検査をしたところ、基準の40倍にも達するヒ素が検出された」との相談がありました。井戸を掘った場所は、以前水田であり、近所にも有害物質を取り扱う工場もないとのこと、原因が分からずお困りの様子です。とりあえず県の生活環境部にヒアリングすると、「水道等に使用するものでなければ、水質検査の結果を報告する必要はありません」とのこと。まずはこの井戸は使用しないこととしました。

さて、検出されたヒ素の原因はなんでしょう。有力なものは、「自然的原因によるヒ素」です。掘った井戸の上流には、“含ヒ素硫黄泉”や“含ヒ素食塩泉”と呼ばれる温泉が点在しています。全国には2万5千ヶ所以上の温泉があるといわれていますが、ある研究機関が全国各地の温泉を無作為に41ヶ所抽出し調べたところ、21ヶ所の温泉からヒ素が検出され、なかには地下水環境基準を大幅に上回るところもあったとのことです。

最近では、茨城県で起ったヒ素問題がクローズアップされたためか、温泉成分表からヒ素の表示を外してしまった事例もあるようです。

この例のように、周辺に温泉があるようなところでは、

土や地下水にヒ素が含まれることがあります。わが国は火山国といわれますが、ヒ素は元々マグマに含まれており、そのマグマから放出されるガスのなかにも含まれています。それが冷やされて熱水となり、地質や地下水（温泉）に影響を与えることになるのです。



写真は本文と関係はありません。

油を含んだ温泉も。

余談になりますが、自然由来として興味深いのは、油を含んだ温泉があることです。温泉を目的にボーリングした事例以外でも、日本海側で石油を探掘するために掘った井戸から油混じりの温泉が出たところもあります。独特の油臭が特徴の新潟県新津温泉、「黒湯」等と呼ばれ微油味・微油臭の宮城県東鳴子温泉、油分が皮膚炎などに良いと湯治場として親しまれている北海道豊富温泉など、

油混じりの温泉は、数は少ないものの各地に点在しています。

なお、本紙Vol.3では、「自然的原因による土壌汚染」と題して、ヒ素のほかにも鉛、ふっ素、ほう素、水銀、カドミウム、セレン、六価クロムがあることを紹介しています。ご一読ください。

時代は、SF。

これからの地下タンクは、
SF二重殻タンクが主流です。

- 法定点検は、3年に1回以上の外殻検査のみ。
 - 地下タンク室不要でコストセービング。
 - 漏えい検知装置で常時監視、安全性は抜群。
- さらに、玉田のSF二重殻タンクは、独自のスプレーアップ工法によるシームレス一体仕上げの外殻。安全性に高い評価を受けています。

Japan Soil Solution Group

玉田工業株式会社 SF二重殻タンクのトップメーカー

営業本部 〒105-0003 東京都港区西新橋2-19-2(西新橋YSビル2F) TEL.03-5401-3689 FAX.03-5401-3632
E-mail office@tamada.co.jp URL http://www.tamada.co.jp



「油汚染対策ガイドライン／技術的資料」

第4回：対策を検討するスキームの設定と調査結果の取りまとめ

対策を検討するスキームの設定

調査の結果、油汚染が確認され何らかの対策が必要になった場合、その対策は一律ではありません。工場や事業場の敷地として利用し続けるのか、住宅用地や児童公園などに転用するのか、現在の土地の利用方法と対策実施後の土地利用の予定を確認し、対策を検討するスキームを設定します。

- ① 土地の利用方法が現状と変わらない場合は、現在の土地の利用方法（用途、地表面被覆状況）、対策を選択する際の制約（地表面の被覆方法の制限、地盤面の高さ、構造物の存在、スペースや騒音・振動などの施工条件）を把握し整理します。
- ② 土地利用が現状と異なる場合は、今後の土地の利用方法、対策を選択する際の制約、対策実施

時の土地利用を考えた場合の制約事項などを把握し整理します。

- ③ 油汚染問題の発生状況、油含有土壌の存在状況、土地の利用方法などの情報を基に、対策決定の前提となる事項を整理し、対策の方向性を総合的に検討し、スキームを設定します。
 - ア) 対策を検討する調査地の油汚染問題の種類
 - イ) 調査地の油含有土壌の存在範囲
 - ウ) 敷地周辺の井戸水等への影響を意識した対策の必要性
 - エ) 現状および今後の土地利用方法から想定される対策方法の制約条件

調査結果の取りまとめと保存

調査から対策のスキーム設定までを時系列的に整理し取りまとめ、保存しておくことは、土地利用方法の変更など、実際に対策の検討が必要になったときに貴重な資料となります。また、対策実施後の記録の保存も将来的に土地売買などが発生した際に有益な資料となります。

さらに、所有する別の土地に同様な油汚染問題が起きたとき、保存した資料が参考として役立つこともいうまでもありません。

- ①油臭や油膜の原因が鉱油類か否かの確認方法と結果
(使用したTPH試験法の種類と分析方法も取りまとめる)
- ②敷地内における鉱油類取扱いの履歴等に関する資料等調査の結果
- ③油汚染問題の発生状況の把握方法と結果(①に同じ)
- ④油含有土壌の存在範囲の把握方法と結果(①に同じ)
- ⑤敷地周辺の井戸水等への影響を意識した対策の必要性の判断
- ⑥土地の利用方法に関する情報と対策方法の制約条件
- ⑦上記の情報に基づき設定した対策の検討スキーム

【状況把握調査の項 終】